

令和2年度ストレスチェック業務委託業者選定実施要領

1 業務概要

(1) 業務名 令和2年度ストレスチェック業務

(2) 業務の目的

本業務は、平成27年12月1日施行改正労働安全衛生法に基づき、メンタルヘルス不調の未然防止の段階である一次予防を強化するため、定期的に職員等のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気づきを促し、個々の職員のストレス対処を推進するとともに、検査結果を集団ごとに集計・分析し、職場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげることで、ストレスの要因そのものを低減するよう努める。さらにその中で、ストレスの高い者を早期に発見し、医師による面接指導につなげることで、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止することを目的として実施するものである。

(3) 業務内容

令和2年度ストレスチェック業務委託については、宮崎市総務部人事課及び宮崎市上下水道局管理部総務課合同で実施する。

詳細は別紙「令和2年度ストレスチェック業務委託仕様書」のとおりとする。

(4) 業務期間

契約締結の日から令和3年3月12日まで

(5) 提案限度単価

850円（消費税除く。）

※ストレスチェック（集団分析等含む）についての単価契約

2 実施形式 公募型プロポーザル

3 参加資格

(1) 労働安全衛生規則第52条の10第1項を満たしていること。

(2) 宮崎市の競争入札参加資格者であること又はそれと同等と認められること及び入札参加停止期間でないこと

(3) 次の①又は②に該当すること。ただし、提案者多数のときは、①②の両方に該当するものを優先する場合がある。

①平成20年6月19日付厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長名「メンタルヘルス対策における事業場外資源との連携の促進について」（基安労発第06919001号）に基づき、独立行政法人労働者健康安全機構にメンタルヘルス登録相談機関として登録されていること。

②過去2年以内に、国、地方公共団体からの委託を受けて、対象者おおむね3,000人以上の同種の業務を実施した実績が相当程度あること。

(4) 宮崎市内で行う打ち合わせや会議（労働安全衛生委員会等）に出席できること（市、上下水道局あわせて年4回程度。研修を除く。）

(5) 宮崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

4 質問の受付

(1) 本実施要領及び仕様書に関し不明な点がある場合は、質問書（様式1）を提出すること。

① 提出期限 令和2年4月16日（木）午後5時まで

② 提出方法 質問書を本要領に記載している電子メールのアドレス宛てに提出すること。

メール件名（題名）には「ストレスチェック業務」を入れること。

提出後は必ず電話にて受信確認を行うこと。

(2) 質問に対する回答は、質問内容を含めて本市のホームページにて随時公表する。公表は、質問者名を伏せた上で、令和2年4月23日（木）までに行う。

5 企画提案内容

(1) 提出期限 令和2年4月30日（木）午後5時まで（必着）

(2) 提出書類

No.	提出書類	部数	留意事項	提出媒体
1	企画提案申込書（様式2）	2部		紙
2	企画提案書（様式3）	8部	・ストレスチェックの実施方法、内容、特徴及びセールスポイント等が詳しく分かるもの。	
3	会社概要書（任意様式）	8部	・貴社の事業概要、本業務のための実施体制が分かるもの。	
4	業務実績一覧表（様式4）	8部	・過去3年間に受託した同種の業務について、受託業者及び受託業務概要に関するもの。	
5	見積書（様式5）	2部	・本業務は単価契約になりますので、以下の予定数量に基づきお見積ください。なお、集団分析及び報告の経費、封筒等の実費を含みます。 （参考）予定数量 ・ストレスチェック 3,800件 （集団分析 180件）	

※2部については、「No.1～5」の順に重ねてクリップでまとめ、提出すること。

※残り6部（No.2～4のみ）については、「No.2～4」を1部ずつ重ねた上、クリップでまとめて提出すること。

※各書類の体裁は、なるべくA4サイズに統一すること。

(3) 提出方法

持込み又は郵送。

6 受託候補者選定手続き

(1) 審査委員会

宮崎市職員により構成された審査委員会を設置し審査する。

(2) 選定方法

企画提案書等の内容をもとに書類審査を実施し、1者を選定する。
提案内容に関するプレゼンテーションは実施しない。

(3) 評価基準

以下の項目について評価・審査する。

① 業務実績評価

過去に同種の業務について十分な実績はあるか。

② 実施体制評価

本事業の実施に当たり、信頼できる体制が確保されているか。

③ 企画内容評価

本事業の趣旨を理解し、法律及び仕様書の内容を反映した有益な内容となっているか。
セルフケア及び職場環境改善のために、工夫が凝らされ活用しやすい内容となっているか。

④ 価格評価

業務内容に照らした金額設定は適切か。

7 選定結果の通知

全ての提案者に対して、文書にて選定結果の通知を行う。

8 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合には、提案者を失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載がある場合

(2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合

(3) その他選考者が社会通念に照らし失格に当たる事由を認める場合

9 日程

令和2年4月 9日（木）プロポーザルの告示、実施要領の公表

令和2年4月16日（木）質問書提出期限（4月23日までに回答）

令和2年4月30日（木）企画提案書等の提出期限

令和2年5月19日（火）受託候補者選定 ※選定後速やかに結果通知

10 契約

(1) 契約候補者との契約に当たっては、仕様等について改めて協議の上、契約内容を確定し、改めて提出された見積書により契約額を確定する。

【なお、契約に際しては、宮崎市長及び宮崎市上下水道事業管理者各々との契約になるため、見積書の提出については、宮崎市総務部人事課及び宮崎市上下水道局管理部総務課各々に提出すること。】

(2) 契約保証金等、契約に当たっては宮崎市財務規則に基づくものとする。

11 その他

(1) このプロポーザル選考に参加する費用は、全て提案者の負担とする。

(2) 企画提案書は1者1案とする。

- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 提出期限以降における提出書類の差替え、再提出及び内容変更は認めない。
- (5) 公正な選定が確保できないと思慮される場合は、本選定を中止することがある。
- (6) この要領に定めるほか、必要な事項は市長又は上下水道事業管理者が別に定める。
- (7) 連絡先及び提出先

所在地 : 〒880-8505 宮崎市橋通西一丁目1番1号

宮崎市総務部人事課衛生管理室 (担当: ^{ひえしま}比江島、^{こじま}小島)

電話番号 : 0985-44-2934

ファクス : 0985-28-1556

電子メール : 03jinji@city.miyazaki.miyazaki.jp

メール件名 (題名) には「ストレスチェック業務」を入れること。